八一七番　十一号及び十四号
九一三番二　十二号及び十三号
八〇五番　十八号
八〇六番　十九号
八〇〇番ロ　二十号
七七五番　二十一号及び二十二号
七七三番　二十三号
七六九番一　二十五号

○国土交通省告示第千百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東杉山沢

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成二十年国土交通省告示第千百九十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県山梨市牧丘町西保下
字東杉山　三一五九番二　一号
字浦山　六一一九番一　二号
字上ノ原　三一〇一番一　三号
三一〇四番一　四号
三一五八番　五号

○国土交通省告示第千百三十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五十条の二の五第三項の規定に基づき、指定流通機構から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　変更前の指定流通機構の名称　社団法人中部圏不動産流通機構
二　変更後の指定流通機構の名称　公益社団法人中部圏不動産流通機構
三　変更年月日　平成二十四年十月一日

○東北地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	酒田市広野字末広八一番一から同市広野字堰西四九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月十五日

○東北地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市青葉区作並字新坂二番から同市青葉区作並字新坂一七番一四まで	前	一一・三一メートル～五三・一八メートル　〇・〇八〇キロメートル
	後	一一・三一メートル～五三・一八メートル　〇・〇八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	仙台市青葉区作並字新坂二番から同市青葉区作並字新坂一七番一四まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月十五日

○関東地方整備局告示第三百六十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社湘南建築センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	妻木　和夫

(2)　変更年月日
平成二十四年八月九日

○関東地方整備局告示第三百六十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人長野県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	花岡　與八
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十四年十月一日

○関東地方整備局告示第三百六十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭